

7 推進体制

(1) 県庁内の推進体制

この人権施策基本方針に基づき、全庁的な推進組織である滋賀県人権施策推進本部を中心に、関係部局相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、基本方針に沿って、県行政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政が推進されるよう、絶えず人権尊重の視点から県の施策の点検・見直しを行います。

併せて、県が実施する人権施策を県民の皆さんが評価できるように必要な情報を積極的に公開します。

(2) 県職員等に対する人権研修

この人権施策基本方針に基づき、施策を推進するに当たっては、施策を実施する者自身が人権尊重の理念を理解し、行動に移せることが不可欠です。したがって、県職員はもとより、教育関係者、警察職員、医療・福祉関係者など、人権に関係の深い職業に従事する者に対してより一層の人権研修の充実に努めます。

(3) 国、市町村、NPO等との連携

人権施策は国、市町村においてもそれぞれ実施されており、県の人権施策をより効果的に推進するために、これら行政機関と緊密な連携を図り、相互に協力します。

また、人権が尊重される社会づくりの最終的な責務が私たち一人ひとりにあるという意味からも、県民、企業、各種団体、NPO等による自主的、主体的な活動は不可欠であり、これらの活動との連携を図ります。特に、NPOは、機動性に富み、多様な個別ニーズに柔軟に対応できるなど優れた特性を持っており、様々なニーズに対応して人権施策を実施するために、県とNPOが連携・協力するとともに自主性や自発性を尊重しながら、情報・学習機会の提供や人材養成等の支援を行います。

